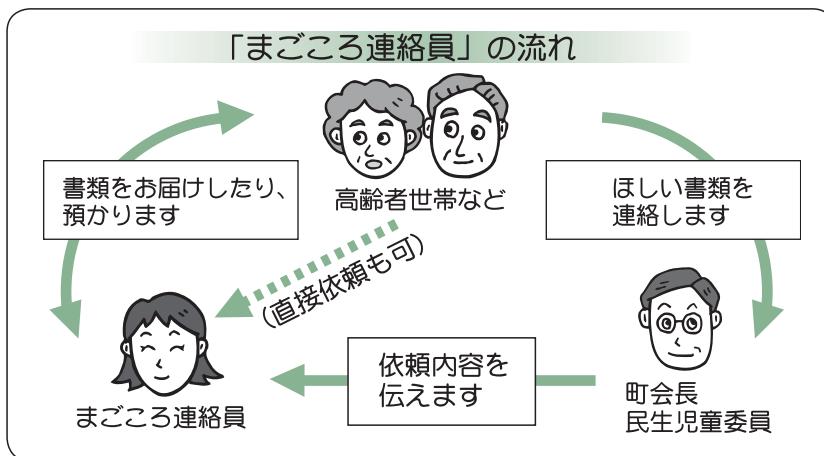


まごころ連絡員ってなあ～に？

まごころ連絡員が住民の皆さんと市役所をつなぎます

市役所職員が「まごころ連絡員」となり、身近な連絡・相談相手になります。
※連絡員がすること

- 高齢者のみの世帯、身体障害者手帳(肢体不自由または視覚障害)の所持者、要介護認定を受けている方で、一人で外出が困難で代理申請する家族がない方に代わって証明書などをお届けします。



«どんな書類がもらえるの!?»

- ①住民票
- ②所得・課税・納税証明
- ③がん精密検診費助成金支給申請書
- ④介護保険被保険者証再交付申請書
- ⑤介護保険認定申請書
- ⑥介護保険負担限度額認定申請書
- ⑦生活機能評価問診表
- ⑧後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書
- ⑨後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定申請
- ⑩介護・長寿（後期高齢者）検診受診券再発行申請書

«書類がほしいときは!?»

- お住まいの地域の町長または民生児童委員に必要な書類を電話で連絡してください。

※直接、近所に住む「まごころ連絡員」(市職員)への依頼も受け付けています。

★その他

- 対応が勤務時間外となるため遅れることがありますので、ご了承ください。
- 上記以外の書類で、市役所へ提出する書類も預かります。

問 市民男女協働課 ☎53-8633

愛称は『御祓川大通り』

(都)府中七尾駅線の愛称決定

七尾駅から七尾港までの都市計画道路府中七尾駅線の愛称募集に398通の応募をいただきありがとうございました。

市民みんなで愛着を持ち、すてきな通りに育ていきましょう。

問 中能登土木総合事務所道路建設課 ☎52-5103 都市建築課 ☎53-8429

ゴミを捨てるのは誰だ！

不法投棄はやめましょう！

道路、河川、山林、空き地など一部の心ない人によるゴミの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、美観を損ねたり、新たなごみ捨てを誘発したりして、生活環境と貴重な自然環境を失います。

⇒不法投棄は犯罪です！

法律で禁止されており、懲役や罰金があり厳しく罰せられます。

⇒不法投棄を発見したら！

投棄者の特徴や車両ナンバー、投棄場所などを最寄りの警察または下記へ通報してください。

⇒不法投棄されない環境づくり！

地域を守るのは私たちです。定期的な管理や見回りの実施など、不法投棄されにくい環境をつくりましょう。

問 環境安全課 ☎53-8421

七尾市の歴史に触れませんか？

『新修七尾市史』近現代編 刊行

明治から平成までの政治・社会の移り変わりをまとめて編集した資料編です。

頒布価格 6,000円
(市内価格 5,000円)

問 市史編さん室 ☎53-8447

気になる方は、ぜひご相談を！

こころの健康相談のご案内

保健師、精神保健福祉士がこころの相談に応じます。相談内容は秘密厳守し、外部にもれることはあります。本人に限らずご家族の相談も受け付けます。

■日時 毎月最終火曜日
9:30～11:30

■場所
七尾地区:健康推進課 ☎53-3623
田鶴浜・中島・能登島地区:
中島健康福祉センター
すこやか ☎66-8282

滞納整理を強化します！

～悪質滞納者には、石川県が直接徴収を行います～

納税者の市税に対する不公平感をなくし、市税を安定確保するために、年間を通じ臨戸徴収や電話・文書による催告などの滞納整理を実施し、悪質な滞納者に対しては、差押などの滞納処分を実施しています。

平成21年度からはさらに徴収を強化するために、石川県が市に代わり、個人市・県民税の滞納業務を引き受け、直接徴収を行うことになりました。

市から県に引き継がれると、滞納処分(預金・給与・生命保険などの差押)が前提となります。市から納税催告書が届いている方で、税務課と納税の誓約などを行っていない場合は、県から滞納処分を受けることになりますので、早急に納税してください。納税が困難な場合は隨時相談を受け付けていますので、ご相談ください。**問 税務課 ☎53-8413**

気象情報がもっと身边に！

気象警報を市町ごとに発表！

気象庁では、平成22年5月27日(予定)から、気象警報・注意報を市町ごとに発表します。例えば、七尾市に災害発生のおそれがある場合、これまでには、七尾市を含む「石川県」、「能登」、あるいは「能登南部」に対して警報・注意報を発表していますが、5月27日(予定)からは、「七尾市」と明示して発表します。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/>)携帯電話サイト

(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai/joho/i-index.html>)

問 金沢地方気象台防災業務課 ☎076-260-1462



ぜひ、口座振替を！

ぜひ、市税の納付は便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

市税の納付を忘れていませんか。口座振替とは、金融機関があなたに代わって、指定した口座から自動的に振り替えて税金を納付するものです。

【手続き方法】

●市内にある指定する金融機関・ゆうちょ銀行の窓口で手続きができます。

【手続きに必要なもの】

●預金・貯金通帳、通帳届出印鑑、納税通知書(納税義務者がわかるもの)

【手続きに伴う注意点】

●口座振替納付依頼書の納税義務者欄に記載された方の市税が口座振替となります。市税について口座振替を希望する場合は、納税義務者欄にご家族の氏名と振替を希望する税目を記載してください。

●振替を希望される納期日の約1ヶ月前までに、金融機関などの窓口でお申込みください。



今話題の「子ども手当」のお知らせです！

「児童手当」から「子ども手当」に変更！(4月1日～)

【主な変更点】

	児童手当 (平成22年3月分まで)	子ども手当 (平成22年4月から)
児童手当	小学校6年生まで	中学校3年生まで
支給額 (一人当たり)	月額5,000円 ※3歳未満、第3子以降 は月額10,000円	月額13,000円 (平成22年度)
所得制限	あり	なし



※先月下旬に、該当する世帯には制度のご案内と関係書類を送付しています。支給要件にあてはまる方でご案内が届かない場合は、下記までご連絡ください。

■その他(下記の異動があった場合は、手続きをしてください)

事由	必要書類
転入	・子ども手当認定請求書
出生などにより受給対象 が増加したとき	・額改定請求書
お子さんと別居したとき (お子さんを養育している場合のみ)	・監護養育事実の申立書 ・お子さんの属する世帯全員の住民票 (七尾市外で別居している場合のみ)
お子さんを養育しなくな ったとき	・受給事由消滅届
公務員になったとき	・受給事由消滅届
振込先金融機関の変更	・口座振替支払変更依頼書
七尾市外へ転出のとき	・転出先の市区町村へ新規申請

問 子育て支援課 ☎53-8445